

公益財団法人ソーシャルサービス協会

第 17 回理事会 議事録

1. 開催日時	2018年2月26日（月）午後1時から午後5時30分
1. 場 所	全日自労会館6階会議室
1. 理事総数	6名
1. 出席理事	5名 神田豊和 濱田 茂 柴田和啓 角田季代子 高橋将治
1. 欠席理事	鈴木正明
1. 出席監事	磯野紀子
1. 欠席監事	伊藤東一
1. 議事録作成者	濱田 茂

1. 議事の経過の要領とその結果

上記のとおり出席があったので、本理事会は適法に成立した。

定款の規定により理事長・神田豊和が議長に就任し、直ちに議案の審議に入った。

初めに議事録作成者は常務理事濱田茂を全員一致で承認した。

第1号議案 第16回理事会及び第13回評議員会以降近々の事業報告の件

濱田常務理事が、第16回理事会議事録及び第13回評議員会議事録について報告した。つづいて第16回3部門部長・事務局会議での各部門からの事業報告がされた。協会だより2月号「No. 19」の発行などについて報告がされた。つづいて、2月19日（月）に内閣府からの立ち入り調査が実施された時の口頭での指摘事項が報告された。磯野監事から2月13日～14日に行った京都事業所、ワークセンター、ITセンターの監査について報告がされた。

角田理事より、「内閣府からの立ち入り調査時の口頭での指摘事項については、厳しく受け止めて改善すべきところについては機敏な対応をすべきだ」という意見が出された。

審議の結果、議長は提案事項と出された意見のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第2号議案 2017年度事業活動まとめの件

濱田常務理事から、2017年度の分野ごとの事業活動が報告された。清掃事業分野は前年と同様に実施できている。介護は収入の確保とヘルパーなどの人員確保にどこも苦戦している。せせらぎが閉鎖をよぎなくされたこと。宿泊事業が入所者の確保に苦戦を強いられていること、ワークセンターの次年度からの宿泊事業を閉鎖し、他へ移すことが検討されていることなどが報告された。全体の剩余予算は、第三四半期で3,767千円の目標であったが、結果はワークセンターが未入力状況（4～9月までの入力）で▲19,104千円で予算差▲22,871千円、前年差▲25,253千円。収入予算299,569千円に対し280,383千円で、予算に▲19,186千円と大幅な収入未達成。支出は予算295,792千円に対し299,066千円で、予算に+3,274千円、前年に+3,867千円。塩釜事業所、ITセンター、京都事業所の赤字合計▲14,869千円が全体の悪化の大きな要因となっていることに触れ、それぞれの要因について報告された。年度決算の見通しとして、1円でも黒字にすることさえ難しい状況。公益財団法人ソーシャルサービス協会は3期連続の赤字で推移している。2017年度はなんとしても黒字決算が求められている。4期連続の赤字が避けられないところに追い込まれている。いま一度、未収金の計上、予定している業務を確実に確保することなど、収入増につながる努力をすること。支出はあらためて全項目見直しをして、無駄がないか点検してみること。次年度に

回せるものは見合わせること、という報告がされた。

審議の結果、議長は提案事項のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第3号議案 2018年度事業計画（案）の件

濱田常務理事から、各事業所から出された2018年度の事業計画（案）と剩余予算（案）について報告がされた。要検討事項として、京都ワークセンターの今後の事業開拓プロジェクトの件、ヘルパー確保の件、宿泊の入所者の確保の件、清掃委託事業の確保、ユニオンコーポの空き部屋テナント確保、ITセンターの障害者マークの活用があげられた。

報告に対して磯野監事より、「本部への要望が出されているが、これらに丁寧に答えていくことが大切だと思う。本部は調査が必要なものはきちんと調査をして事業所に返すようにしてください」と意見が出された。

審議の結果、議長は提案事項と出された意見のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第4号議案 2018年度予算作成に当たっての件

濱田常務理事から、2018年度予算を作成するに当たって、まずは私たちを取り巻く環境＝情勢についてしっかりとらえ、地域の人々が何を求めているのかを見極め、私たちの使命（やるべきこと）を導き出すことが大切であること、そして、次年度予算を検討する場合、「必要な利益」はいくらなのかを最初にはつきりさせて、そこからどこでどう增收策をはかるか、節減可能な分野はどこかを検討することが強調された。本部の予算案について、従来の収入の1.5%を本部に上納するというあり方を改めて、本部機能を維持する為の費用を各事業所で分担金として負担していただく。全体の資金は本部管理とする。事業所には原則として2カ月分の費用を現金・預金として置く。本部は、資金で赤字事業所の運営を援助するが、事業所の収入や支出のあり方を強力に指導するという提案がされた。

これに対して、角田理事から「賛成だが、事業所には月の費用の3カ月分くらいは置いといたほうがいいのではなかろうか」という意見が出された。

審議の結果、議長は提案事項と出された意見のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第5号議案 塩釜事業所閉鎖の件

濱田常務理事から、1月31日に塩釜の介護事業所「塩釜事業所」から、「3月末で事業所を閉鎖したい」という「閉鎖届け」が出された。閉鎖の理由は、「平成28年11月より業務成績の悪化、1年間努力はしたもの叶う事はなく、原因として考えられる事は、人手不足です。新規利用者が来ても、対応できなく、現在に至りました。その様な中で最も大きな原因は、本部費、顧問料、1.5%に値上り、大きな痛手です。借入金は増える一方で、このままの状態で事業継続は、不可能と決断致しました。平成30年3月31日を以て閉鎖します。」という報告がされた。

審議の結果、議長は提案事項のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第6号議案 定款変更の件

濱田常務理事が、「塩釜事業所」の閉鎖にもとづいて定款の変更が必要になり、定款第2条の従たる事業所の変更届の提案がされた。

定款変更の件（塩釜事業所閉鎖につき）

変更理由： 塩釜事業所閉鎖による従たる事業所の変更のため

変更前	変更後
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。 2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。 (1) 旭川事業所 北海道旭川市東光一条二丁目1番7号 (2) 青森事業所 青森県青森市青柳一丁目8番13号 <u>(3) 塩釜事業所 宮城県塩釜市石堂3番15号</u> (4) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号 (5) 多摩支所 東京都東村山市本町一丁目13番地51号 大塚ビル101号 (6) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番26号 宮井ビル7階 (7) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地 (8) ワークセンター 京都府京都市南区上鳥羽高畠町69番地 (9) 田川事業所 福岡県田川市新町10番60号 (10) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城428番地1 (11) 福岡事業所 福岡県田川市大字伊田4969番地 (12) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目7番地1	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。 2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。 (1) 旭川事業所 北海道旭川市東光一条二丁目1番7号 (2) 青森事業所 青森県青森市青柳一丁目8番13号 (3) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号 (4) 多摩支所 東京都東村山市本町一丁目13番地51号 大塚ビル101号 (5) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番26号 宮井ビル7階 (6) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地 (7) ワークセンター 京都府京都市南区上鳥羽高畠町69番地 (8) 田川事業所 福岡県田川市新町10番60号 (9) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城428番地1 (10) 福岡事業所 福岡県田川市大字伊田4969番地 (11) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目7番地1

審議の結果、議長は提案事項のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第7号議案 就業規則変更（案）の件

濱田常務理事より、就業規則の変更提案がされた。変更する箇所は、定年制規定の項の65歳を67歳に変更するというものであった。

これに対して、角田理事より「高齢者が長く働くようにすることは賛成だが、基本給などの周辺整備も併せて検討していくかないと経営を維持できなくなるのではないか？ 繼続して検討することにしてはどうか」という意見が出された。磯野監事も「この際、拙速に運ばず慎重に、他の整備すべきところも併せて検討していくべきだと思う」と意見を出された。

審議の結果、議長は提案事項と出された意見のその賛否を問うたところ、出席理事全員一致で今回は保留とし、今後も継続して検討していくことにした。

第8号議案 2018年第14回評議員会開催の件

濱田常務理事より、第14回評議員会開催を2018年3月23日（金）午後1:00～に開催したいとの提案がされた

審議の結果、議長は提案事項のその賛否を問うたところ、出席理事全員一致で決議した。

第9号議案 2018年第18回理事会の開催の件

濱田常務理事より、第18回理事会開催を2018年6月11日（月）に開催したいとの提案がされた。

審議の結果、議長は提案事項のその賛否を問うたところ、出席理事全員一致で決議した。

以上をもって、議案の全部を終了したので、議長は、午後5時30分に閉会を宣言し散会した。

2018年2月26日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

議長 理事長 神田 豊和 印

監事 磯野 紀子 印